

2021年1月8日
東京臨海高速鉄道株式会社

緊急事態宣言の1都3県への発令に伴う定期乗車券・回数乗車券の取扱いについて

政府より1都3県を対象とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されたことに伴いまして、東京臨海高速鉄道では下記の対応をいたします。

なお、いずれの特例措置も基準とする日の翌日から1年間お取扱いいたしますので、引き続き不要不急の外出はお控えいただきますようお願い申し上げます。

1. 緊急事態宣言発令に伴う定期乗車券の払いもどしについて

2021年1月7日に発令された緊急事態宣言に伴い、以下(1)に掲げる条件を満たす定期乗車券(通勤、通学、連絡定期乗車券を含みます。)の払いもどしを希望されるお客さまにつきましては、2021年1月8日以降当該定期乗車券を使用していない場合、特例により以下(2)に掲げる該当日にお申し出をされたものとして払いもどしいたします。

(1)対象となる定期乗車券の条件(どちらにも当てはまるものに限り対象となります)

- 2021年1月7日までに購入したものであること
- 緊急事態措置期間(2021年1月8日から緊急事態措置を行う期間の最終日まで)の全部または一部期間をその有効期間に含むこと

(2)払いもどしのお申し出をしたものとみなす日

①2021年1月7日までに有効開始となる定期乗車券の場合

・2021年1月7日

※ただし、2021年1月8日以降の日に当該定期乗車券を使用した場合は、その最終使用日となります。

②2021年1月8日以降に有効開始となる定期乗車券の場合

・未使用の場合 → 当該定期乗車券の有効開始日の前日

・使用された場合 → 当該定期乗車券を最後に使用した日

(3)ご注意いただきたいこと

・有効期間が1か月以上残っている場合に限り(使用した月数分の運賃を差し引いた額をお返しいたします)。ただし、当該定期乗車券の有効期間の開始後7日以内の場合は、ご利用日数分の往復運賃を差し引いた額をお返しいたします。

・通常の払いもどし同様、220円の手数料がかかります。

・2021年1月8日以降に購入された定期乗車券は、本取扱いの対象外です。

・本取扱期間は緊急事態措置の終了日の翌日から1年間です。

例)2021年2月7日に緊急事態措置が終了した場合 → 2022年2月7日までとなります。

◎払いもどしをお受けになるまでの間、当該定期乗車券はご使用にならないようご注意ください。

・お申し出日が変わることにより、払いもどし額が少なくなる、または払いもどし額がなくなることがあります。

・払いもどしをご希望の定期券に上書きして継続購入された場合、旧定期乗車券が確認できないため払いもどしの対象外となります。

(4)お取扱い箇所

りんかい線の定期券発売窓口(新木場駅、東京テレポート駅、品川シーサイド駅、大井町駅)にてお取扱いいたします。お取扱い時間は7時00分～20時00分です。

※払いもどしのためにりんかい線にご乗車いただく場合は、対象の定期乗車券を使用せず、駅係員にお申し出ください。

◎ 定期券の払いもどし額の計算方法

①最終使用日以降、定期券の残りの有効期間が1か月以上ある場合

⇒ 以下の計算式により払いもどしいたします。ただし、払いもどし額がない場合もあります。

払いもどし額 = 所定の定期運賃（券面の金額） - 使用済み月数に相当する定期運賃 - 手数料 220 円

※使用済み月数に相当する定期運賃

使用済み月数に相当する定期運賃は、お手持ちの定期券の同一区間・経路のそれぞれ1か月または3か月の定期運賃を組み合わせる算出します。1か月未満の日数は、1か月使用したものとして計算します。（1日使用すると、1か月使用したものとして取扱います。）

使用した月数	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月
算出に使用する月数	1か月	1か月×2	3か月	3か月+1か月	3か月+1か月×2

②最終使用日以降、定期券の残りの有効期間が1か月未満の場合

⇒ 払いもどし額はありせん。ただし、使用日数が有効開始日から7日以内の場合は以下の計算式により払いもどしいたします。

払いもどし額 = 所定の定期運賃（券面の金額） - 往復普通旅客運賃×使用日数 - 手数料 220 円

③有効期間開始前（購入した定期券を使用していない）の場合

⇒ 以下の計算式により払いもどしいたします。

払いもどし額 = 所定の定期運賃（券面の金額） - 220 円

* 払いもどし額の計算例につきましては最終項をご覧ください

2. 緊急事態宣言発令に伴う回数乗車券の払いもどしについて

2021年1月7日に発令された緊急事態宣言に伴い、回数乗車券の払いもどしを希望されるお客さまにつきましては、緊急事態措置期間(2021年1月8日から緊急事態措置を行う期間の最終日まで)の全部または一部期間をその有効期間に含む回数乗車券に限り、有効期間終了後であっても特例により有効期間内に払いもどしのお申し出をされたものとみなして、所定の計算式により払いもどしいたします。

(1)ご注意いただきたいこと

- ・りんかい線区間の回数乗車券が対象です。
- ・通常の払いもどし同様、220円の手数料がかかります。
- ・本取扱期間は緊急事態措置の終了日の翌日から1年間です。

(2)お取扱い箇所

りんかい線の駅(ただし大崎駅は除く。)にてお取扱いいたします。お取扱い時間は各駅の始発～終電です。

◎ 回数券の払いもどし額の計算方法

⇒ 以下の計算式により払いもどしいたします。

ただし、使用した枚数により、払いもどし額がない場合もあります。

払いもどし額 = 発売額 - 当該区間の普通運賃×使用済み枚数 - 手数料 220 円

* 払いもどし額の計算例につきましては最終項をご覧ください

3. その他

・払いもどし時に必要な証明書等は、東京臨海高速鉄道ホームページをご参照ください。

* 定期券の払いもどし額の計算例

①最終使用日以降、定期券の残りの有効期間が1か月以上ある場合

例1) ・2020年12月1日から3か月有効の「東雲⇔大井町」通勤定期券

・2020年11月30日購入

・2021年1月8日以降使用せず、2月8日にお申し出された場合

⇒ 1/7をお申し出日とみなし、発売額から既に使用した2か月分の定期運賃と手数料220円を差し引いた残額が払いもどし額となります。※1か月未満の日数は1か月に切り上げます

37,230円(発売額) - (13,060円(1か月) × 2) - 220円(手数料) = 10,890円(払いもどし額)

※2021年1月8日以降の日に当該定期券を使用した場合は、その最終使用日に払いもどしのお申し出をされたものとみなして取扱いますのでご注意ください。

②最終使用日以降、定期券の残りの有効期間が1か月未満の場合

例2) ・2020年12月21日から1か月有効の「東京レポート⇔大井町」通勤定期券

・2020年12月21日購入

・2021年1月8日以降使用せず、1月10日にお申し出された場合

⇒ 使用日数が有効開始日から7日を超えるため、**払いもどし額はありません。**

例3) ・2021年1月4日から1か月有効の「天王洲アイル⇔大井町」通学定期券(大学生)

・2021年1月4日購入

・2021年1月8日以降使用せず、1月20日にお申し出された場合

⇒ 1/7をお申し出日とみなし、発売額から既に経過した使用日数分の往復普通旅客運賃と手数料220円を差し引いた残額が払いもどし額となります。

3,760円(発売額) - (210円 × 2(往復普通旅客運賃) × 4(使用日数)) - 220円(手数料)

= 1,860円(払いもどし額)

③有効期間開始前の定期券を使用していない場合

例4) ・2021年1月10日から1か月有効の「国際展示場⇔大井町」通勤定期券

・2021年1月7日購入

・一度も使用せず3月1日にお申し出された場合

⇒ 1/9をお申し出日とみなし、発売額から手数料220円を差し引いた残額が払いもどし額となります。

13,060円(発売額) - 220円(手数料) = 12,840円(払いもどし額)

* 回数券の払いもどし額の計算例

例5) ・「大崎⇔品川シーサイド」(大人片道普通運賃: 280円)の大人回数券(有効期間2021年1月15日まで)のうち、11枚中3枚を緊急事態宣言の発令に伴い使用しなかった場合

⇒ 有効期間終了後であっても1/7に払いもどしのお申し出があったものとみなし、購入金額から使用枚数分のその区間の普通運賃と手数料220円を差し引いた残額が払いもどし額となります。

2,800円(発売額) - (280円 × 8枚) - 220円(手数料) = 340円(払いもどし額)